

八王子市先天性風しん症候群対策麻しん風しん混合特別接種実施要綱

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日施行

（目的）

第 1 条 この事業は、風しんに対する免疫を持たない女性が、妊娠中（特に妊娠初期）に風しんに感染すると、胎児が白内障、先天性心疾患、難聴等を主な症状とする先天性疾患（以下、「先天性風しん症候群」という。）にかかる恐れがあることから、妊娠中の女性への感染予防を目的として予防接種を実施し、妊婦にかかわる者の風しんの免疫保有率を高めることで、先天性風しん症候群の発症を未然に防止することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、「低抗体者」とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) HI 法で抗体価 16 倍以下の者
- (2) EIA 法で EIA 価 8.0 未満の者

2 この要綱において、「同居者」とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 同一世帯に住民登録がある者
- (2) 同一住所に居住している（住民登録上、同一世帯以外も可）者
- (3) 里帰り出産などの理由で、妊婦等と生活を共にしている者。この場合、生活を共にしているとは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ア 当該期間中に 1 週間以上同一住居で生活をしている者またはその予定がある者
- イ 当該期間中の 1 か月の間のうち、1 日以上同一住居で生活をしている者またはその予定がある者

（対象者）

第 3 条 この要綱で定める対象者は次の各項全てに該当する者とする。

- 1 接種日当日に八王子市に住民登録のある者
- 2 接種日当日に 19 歳以上の者
- 3 風しん抗体検査の結果、低抗体者である者
- 4 前 3 項に定めるもののほか、次に各号いずれかに該当する者
 - (1) 妊娠を予定または希望する女性
 - (2) 妊娠を予定または希望する女性の同居者
 - (3) 妊婦の同居者

第 4 条 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）附則第 3 項において読み替えて適用する令第 3 条の規定による風しんの第 5 期対象者に該当する場合、前条の規定に係わら

ず対象者から除外する。

(予防接種実施方法)

第 5 条 予防接種は、一般社団法人八王子市医師会及び市長が指定した医療機関（以下、「指定医療機関等」という。）への業務委託より行うものとし、指定医療機関等において実施する。

(接種の方法)

第 6 条 接種の方法は予防接種法実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）（以下、「規則」という。）第 12 条第 3 項または第 13 条第 3 項の規定に準ずるものとする。ただし、接種を希望する本人の強い希望があった場合は、同規則第 12 条第 2 項または同規則第 13 条第 2 項の規定による接種（以下、「風しん単独ワクチン接種」という。）も可能とする。

(申込方法)

第 7 条 この要綱に基づく予防接種を受けようとする場合は、次の各号に定める書類全てを健康医療部保健総務課に提出しなければならない。

(1) 先天性風しん症候群対策風しん抗体検査・麻しん風しん混合特別接種申請書（以下、「申請書」という。）

(2) 低抗体者であることが確認できる書類

2 八王子市風しん抗体検査実施要綱（以下、「検査要綱」という。）に基づく検査を受けた結果、低抗体者であることが確認できる場合は、前項の書類の提出は不要とする。

(依頼書の交付)

第 8 条 前条の申し込みを受けた場合、先天性風しん症候群対策麻しん風しん混合特別接種実施依頼書（以下、「依頼書」という。）および麻しん風しん混合（MR）予防接種予診票（19 歳以上）（以下、「予診票」という。）を交付する。ただし、前条第 2 項に該当する者はこの限りではない。

(受診方法等)

第 9 条 依頼書に定める対象者は、母子健康手帳と健康保険証等を持参したうえで、依頼書および予診票を指定医療機関等に提出することで接種を受けることが出来るものとする。なお、第 7 条第 2 項に該当する者は検査要綱に規定する対象者であることをもって接種を受けることが出来るものとする。

(接種費用)

第 10 条 接種に係る費用は無料とする。

(健康被害救済)

第 11 条 この予防接種により、重篤な健康被害が発生し認定された場合の健康被害救済措置は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年（2002 年）法律第 192 号）の規定に基づく健康被害に対する給付とする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から施行する。